

在留期間更新許可申請（留学生用）

1. 書類の準備

*更新期限の3ヶ月前から1ヶ月前までに手続きを済ませてください。

下記の書類を準備する。

- (1) 在留期間更新許可申請書交付願
- (2) 在留期間更新許可申請書（申請者用1-3・別紙）*写真を必ず添付してください
- (3) パスポート、在留カード、学生証のコピー

* (1) および (2) の様式は下記のウェブサイトからダウンロードしてください。

http://www.tmd.ac.jp/english/international/current/visa/visa_extension/index.html

【国費・学習奨励費を受給されている方】

国費受給証明書・学習奨励費受給証明書交付願に記入し、同時に申請してください。

証明書交付願

<https://www.tmd.ac.jp/english/international/current/Forms/certificate/>

2. 湯島留学生支援グループ（旧学生受入係）へメールで提出

上記の書類を湯島留学生支援グループ (studentvisa.md@adm.isct.ac.jp) までご提出ください。

湯島留学生支援グループで在留期間更新許可申請書（所属機関作成用1・2）（研究生の場合は研究事項証明書）を作成します。完成したらメールで連絡いたします。1週間から10日ほど時間を要します。

3. 入管へ提出する書類の準備

湯島留学生支援グループからの連絡を待つ間、下記の書類を準備してください。

- (a) 在学証明書(5号館4階 自動発行機) ※日本語のみ
 - ・大学院研究生/英語版が必要な場合は湯島教務室 大学院教務第1グループ(1号館1階)の窓口で手続きしてください。
- (b) 成績証明書(1号館1階 湯島教務室)
 - ・新生は前の学校の証明書(あれば語学学校の証明書)を用意してください。
- (c) 在学期間証明書(1号館1階 湯島教務室 大学院教務第1グループ)
 - ・大学院研究生継続者のみ必須となります。
- (d) 経費支弁能力を証する文書
 - ・銀行の通帳のコピー、奨学金支給証明書、送金証明書等
- (e) 資格外活動許可申請書
 - ・希望者のみご自身で書類を準備の上、申請してください。
- (f) 提出書類一覧表 (全員必須)
 - ・ http://www.tmd.ac.jp/english/international/current/visa/visa_extension/index.html

4. 湯島留学生支援グループより完成した申請書（所属機関作成用）を受け取る

湯島留学生支援グループより在留期間更新許可申請書（所属機関作成用1・2）（研究生の場合は研究事項証明書）をメールで送付します。

5. 全ての提出書類を揃えて、移住地管轄の入国管理局へ申請に行く

- ・在留期間更新許可申請書（申請者用 1 - 3 ・別紙）、パスポート&在留カードのコピー
*自分で用意したもの
- ・在留期間更新許可申請書（所属機関作成用 1 ・ 2）（研究生の場合は研究事項証明書）
*湯島留学生支援グループから受け取ったもの
- ・入管へ提出する書類(a)~(f) *自分で用意あるいは各担当部署から受け取ったもの

6. 更新が許可される

入管から通知ハガキが届きます。

*追加書類を求められる場合があります。

問題なければ、以下の書類を用意して、期限内に入管に新しい在留カードを取りに行ってください。

- ・パスポート
- ・在留カード
- ・通知ハガキ
- ・収入印紙 4,000 円（入管でも購入できます）
2025年4月より手数料が改訂されます。窓口：6,000円 オンライン：5,500円

7. 更新した在留カードのコピーを 2 週間以内に湯島留学生支援グループへ提出

両面をスキャンした新しい在留カードのコピーを下記のFormsから提出してください。

Reporting Your Residence Status "Student"

Formsからの提出が難しい場合は、メールでご提出ください。
湯島留学生支援グループ：studentvisa.md@adm.isct.ac.jp

◆その他、詳しい情報は下記で確認して下さい。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/student.html>